

丸亀市参加支援事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

社会福祉法に基づく参加支援事業を実施するにあたり、業務全般に関する豊富な経験や知識、実績、企画力を有する優れた受託候補者を選定するため、公募を実施するもの。

2 業務の概要

- (1) 件名 丸亀市参加支援事業業務委託
- (2) 業務の内容 別紙「丸亀市参加支援事業業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日（令和 8 年 6 月初旬を予定）から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 提案上限額 7,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格要件

丸亀市参加支援事業業務委託公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）に参加する者は、参加表明書等の提出期限において次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 法人格を有していること
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること
- (3) 国税及び地方税に滞納がないこと
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又はその構成員及びそれらの利益になる活動を行う者でないこと

4 本プロポーザルの実施スケジュール

公募開始	令和 8 年 4 月 6 日（月）
質問書受付期間	令和 8 年 4 月 6 日（月）から 令和 8 年 4 月 16 日（木）午後 5 時まで
質問回答書の公表	令和 8 年 4 月 20 日（月）
参加表明書等の提出期限	令和 8 年 4 月 24 日（金）午後 5 時
参加資格確認結果通知	令和 8 年 4 月 30 日（木）
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 5 月 13 日（水）午後 5 時
プレゼンテーション審査	令和 8 年 5 月 20 日（水）
審査結果通知	令和 8 年 5 月 26 日（火）【予定】

5 質問書の提出及び回答公表

本プロポーザルについての質問書の提出及び回答は、次によるものとする。

- (1) 提出書類 質問書（様式 1）
- (2) 提出期限 令和 8 年 4 月 16 日（木）午後 5 時
- (3) 提出方法 電子メール
電子メールの件名は、「参加支援事業プロポーザル質問書」とすること。
- (4) 回答方法 令和 8 年 4 月 20 日（月）午後 5 時までに市ホームページに公表する。

6 参加申込み

本プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる必要書類を提出すること。

- (1) 提出書類（※イ、オは提出日において 3 か月以内に発行されたもの）
 - ア 参加表明書（様式 2） 1 部
 - イ 法人の登記事項証明書 原本 1 部
 - ウ 定款又はこれに代わるものの写し
 - エ 直近の事業報告書及び収支決算書
 - オ 法人税・消費税及び地方消費税の納税証明
- (2) 提出期限 令和 8 年 4 月 24 日（金）午後 5 時
- (3) 提出方法 郵送又は持参、いずれの方法でも提出期限必着とする。
なお、郵送の場合は配達記録が残る方法によること。

7 参加資格の確認・通知

- (1) 参加資格の確認
参加表明書等を提出した者については、3 に定める参加資格要件を満たす者か確認を行い、参加資格の有無を決定する。
- (2) 参加資格通知
参加表明書等を提出した者には、提案資格確認の結果を電子メールにより令和 8 年 4 月 30 日（木）までに通知する。

8 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出を要請された者（以下、「提案者」という。）は、次の書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書（様式 3）1 部
 - イ 企画提案資料（任意様式）正本 1 部、副本 8 部
仕様書及び 10 において示す評価基準を踏まえて作成すること。
 - ウ 見積書及び見積内訳書（様式は任意とするが、見積書に押印しない場合、責任者及び担当者氏名、連絡先を記入すること。）正本 1 部、副本 8 部
ウについては、イの企画提案資料に綴り込み提出すること。
- (2) 提出期限 令和 8 年 5 月 13 日（水）午後 5 時

(3) 提出方法 郵送又は持参、いずれの方法でも提出期限必着とする。

なお、郵送の場合は配達記録が残る方法によること。

(4) 注意事項

ア (1)の提出書類は、提出後の追加、修正は認めない。

イ 参加表明書等の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、事前に電話連絡のうえ、辞退届を持参または郵送すること。なお、様式については、辞退の意向が示されたときに提示する。

9 プレゼンテーション審査

次により企画提案に係るプレゼンテーション審査を実施する。

(1)開催日 令和8年5月20日(水)

※詳細な時間・場所等は、後日連絡する。

(2)実施要領

ア プレゼンテーションは1提案者ずつ実施し、1提案者当たりの持ち時間はプレゼンテーション20分以内(機器の設置時間は除く)、質疑応答10分程度の合計30分程度とする。

プレゼンテーションの順番は参加表明書を受理した順番とする。プレゼンテーションは個別に行い、非公開とする。

イ プレゼンテーション時の追加資料の配付は禁止する。

ウ プレゼンテーションでは、提出した企画提案書等に沿って説明を行うこと。また、説明を行う者は契約後担当者となる者とする。なお、説明者のほかに、同席者は2名まで認めるものとする。(予定していた説明者が、体調不良や不慮の事故等で欠席となる場合は、あらかじめ担当者を変更する旨を電子メール又は書面により市へ連絡することにより、他の者を担当代理者として認める。)

エ プレゼンテーションにパソコン等の機器を使用する場合は、提案者で用意すること。モニター(55型・HDMI端子で接続可)は市が準備する。

10 評価基準

企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に関する評価は、次表の評価基準により行う。

評価項目ごとに、プロポーザル委員会委員がそれぞれ判定し評価点を付す。

No.	評価項目	評価基準	配点
1	理解度	・社会福祉法の理念に加え、対象者像、対象者の背景についての理解があるか。	5
2	業務の実施体制	・提案された業務を遂行できる実施体制が整えられているか。また、事故防止や安全管理、緊急時対応に関する体制や取組が具体的に示されているか。	5
		・配置予定の職員は、障がい者・生活困窮者の就労支援、ひきこもり支援等の経験があり、業務に対する理解は十分か。	5

3	事業実績	・本業務に類似する事業の実績があり、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かすことを期待できるか。	5×2
		・本業務に類似する事業の実績以外に、評価できる実績があるか。	5×2
4	支援メニューの創出	・本人の興味や関心、強みを生かした支援メニューの創出を期待できる提案となっているか。	5×2
		・課題を抱える人が将来的に「支える側」として社会参加できるような効果的な支援を展開できるか。	5×2
5	社会資源との連携及びネットワーク形成	・丸亀市社会参加応援パートナーをはじめとする社会資源との連携が期待できるか。	5
		・イベントや交流の場が、関係者間のネットワーク形成や相互理解の促進に資する内容となっているか。	5×2
6	見積金額	(提案価格のうち最低価格/自社の提案価格)×10(整数未満切り捨て)	10

11 受託候補者の特定

(1) 受託候補者の特定方法

ア 総評価点数が高い者から順位付けを行い、最も順位の高い者を受託候補者として特定する。ただし、総評価点数が、満点の60%未満の者は、受託候補者として特定しない。提案者が一者のみでも審査を実施し、審査の結果が上記の基準点を満たす場合は、受託候補者として特定する。

イ 総評価点数が同点の場合、見積書の額が安価な者を高い順位とし、さらに見積価格も同額の場合は、くじにより受託候補者を決定する。

(2) 審査結果の通知

ア 受託候補者に特定した者に対しては、特定した旨及び契約手続きの旨を通知する。

イ 受託候補者に特定しなかった者に対しては、特定しなかった旨、特定しなかった理由（以下、「非特定理由」という。）及び所定の期限までに非特定理由についての説明を求められることができる旨を通知する。

ウ 通知日 令和8年5月26日（火）【予定】

エ 通知方法 電子メール（正式文書を後日郵送する）

(3) 非特定理由の説明

(2)のイの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、次のとおり、書面により非特定理由についての説明を求められることができる。

- ・提出方法 郵送又は持参、いずれの方法でも提出期限必着とする。
なお、郵送の場合は配達記録が残る方法によること。
- ・提出書類 様式は任意とするが、提出者の住所、商号又は名称、代表者職名及び氏名、担当者名、連絡先を記入すること。

12 契約の締結

受託候補者に特定された者と本プロポーザルに提出された書類の内容を基本とし、業務仕

様及び契約の詳細を協議のうえ、すみやかに契約を締結するものとする。

なお、受託候補者に特定された者との協議が不調に終わった場合又は契約を辞退した場合あるいは失格に該当することが判明した場合は、11の(1)において付した次の順位の者と同様の手続きを行うものとする。

13 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、提案者及び受託候補者の資格を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (4) プレゼンテーション審査当日に欠席又は遅刻をした場合

14 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、プロポーザル参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返還しない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (4) 提出後の書類の差替え及び再提出はできない。
- (5) 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 業者選定手続きの情報公開については、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、丸亀市情報公開条例（平成 17 年条例第 21 号）に基づき対応する。また、丸亀市プロポーザル方式取扱規程（平成 28 年 4 月 1 日訓令第 31 号）第 19 条の規定を準用するため、プロポーザル参加者は、当該公開基準を了解のうえ参加すること。

15 担当部署及び提出先

本プロポーザルにおける書類の提出先、問合せ先及び請求先に関し、記載のないものについては次のとおりとする。

丸亀市健康福祉部福祉課 地域共生社会推進室
〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号
電話 0877-24-8873
E-mail jusoshien@city.marugame.lg.jp
受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで（平日のみ）